

# 桜台自治会自主防災規約

## 第1条 (名称)

この会は、桜台自主防災会（以下「本会」という）と称する。

## 第2条 (目的)

自治会会則第5条4項を受けて本会を設置する。

本会は、地域住民の隣保共同の精神に基づく自主的な活動を行なうことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止、及び軽減を図ることを目的とする。

## 第3条 (組織の位置付け)

本会は、自治会組織において自治会長の直接管理下におくものとする。

## 第4条 (会員)

会員は、自治会の会員をもって構成する。

## 第5条 (役員)

自治会の本部役員の役職名称を含めた組織構成を、そのまま本会の役員構成に当てはめて、自治会の本部役員は、本会の役員を兼務するものとする。従って、本部役員が交替すれば自動的に本会の役員も交替となる。

- 1 自主防災会長（1名、自治会長が兼務）
- 2 自主防災副会長（4名、自治会各副会長が兼務）
- 3 自主防災地区役員（4名、各地区長が兼務）
- 4 自主防災地区連絡員（16名、各理事が兼務）
- 5 自主防災担当員（107名、各班長が兼務）

## 第6条 (役員の任務)

- 1 自主防災会長  
本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- 2 自主防災副会長
  - (1) 会長を補佐する。
  - (2) 会長が任務を遂行できない場合は、自治会総務担当副会長が代行する。
  - (3) 防災担当副会長は、会務の日常活動を統括する。
  - (4) 会計担当副会長は本会の経費の管理を行う。
- 3 自主防災地区役員  
担当地区を代表し当該地区の運営を総括する。

#### 4 自主防災地区連絡員

地区内の自主防災担当員を取りまとめ諸活動の推進を担当する。

尚、防災部長は各防災専門班の活動状況を把握し、専門班全体の活動の円滑な推進を図る。

また、地震等の発生時には現場指揮者として、統括班、消火班、救出救助班を統括し、災害現場の指揮をとる。

#### 5 自主防災担当員

(1) 自主防災地区連絡員の指示に従い行動する。

(2) 自主防災担当員のうち、統括班（防災部）に所属する担当員は、会務の日常活動を防災部長の指揮下で行う。

### 第7条（会議）

本会の活動に関する事項は、自治会の防災委員会で審議・決定する。

### 第8条（防災計画・事業）

1 本会は、地震等による被害の防止及び軽減をはかるため防災計画を作成する。

2 防災計画は次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における、防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) その他必要な事項。

3 平常時から緊急時を想定して、次の訓練をおこなう。

(1) 出火防止及び初期消火に関すること。

(2) 避難に関すること。

(3) 被災者の救護、救出、その他保護に関すること。

(4) その他災害の予防に関すること。

4 防災器具の点検・管理

(1) 市から貸与、譲渡、支給、及び本会が独自に備えた防災器具備品が緊急時に使用できるように、平常時から維持・管理をしておく。

(2) 防災器具備品は所定の各倉庫に保管し、本部防災倉庫は自治会館の事務職員が、また、各地区防災倉庫は自主防災地区役員（地区長）が管理する。

(3) 各地区配備の消火器および消火器収納庫は、毎年1回 防災月間（9月）に各地区所属の統括班（防災部）班員が、地区長（管理責任者）立会いのもとに「消火器点検マニュアル」に従って状況調査を行う。

尚、外見異常、有効期限切れ等の不良が認められた場合は、所定の様式を用いて市役所・防災課に提出する。

5 その他

市の防災対策に関する活動へ積極的に協力する。

### 第9条（経費）

本会の運営に要する経費は、自治会の総会で承認されたものを充てる。

第10条（規約の改訂）

この規約の改訂は、本会の防災委員会で審議し承認を受けなければならない。

第11条（附則）

この規約は、平成18年7月3日から施行する。